



子ども・子育て
支援事業計画

あわら市

目次

第1章 計画策定の趣旨、計画期間及び推進体制	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画策定のための調査と体制	5
5 計画の推進と点検・評価	6
第2章 あわら市の現状	7
1 人口と世帯の状況	7
2 子どもを取り巻く家庭の状況	9
3 保護者の就労状況	11
4 教育・保育の状況	14
5 次世代育成支援地域行動計画の評価	18
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本目標	22
3 施策の体系・方向性	24
4 教育・保育提供区域の設定	25
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	26
基本目標Ⅰ 子育て相談の充実と子育て意識の啓発	26
基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくり	26
基本目標Ⅲ 母子保健の充実	27
基本目標Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境づくり	28
基本目標Ⅴ 保護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援	28
基本目標Ⅵ 子育てと仕事の両立支援	29
第5章 量の見込みと確保の内容	30
1 教育・保育事業の提供	30
2 地域子ども・子育て支援事業の提供	33

第1章 計画策定の趣旨、計画期間及び推進体制

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで国の少子化対策と連動させながら、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく、あわら市次世代育成支援行動計画（前期計画）を平成17年度に策定し、子育て支援の推進に努めてきました。平成22年度に改正した同計画後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、多様化する市民ニーズに対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに第3子保育料無料化、休日保育、及び保育施設や子育て支援センターでの保育カウンセラー相談事業並びに子ども医療受給対象者を中学3年生まで拡大するなど、保育サービスの拡充や子どもに関わる相談体制の充実並びに子育て世帯の経済的支援の強化など必要な見直しを行い、子ども・子育て支援の向上のための施策を推進してきました。

子ども・子育て支援では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするのが重要です。また、様々な事情により社会的な支援が必要な子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する必要があります。

現在、本市においても少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による保育ニーズの変化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変わっています。そうした状況を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域社会全体で支えていく環境の整備を図るため、この計画を策定します。

※近年の国の少子化対策

政府は、平成2年の「1.57ショック」（*注意書き参照）を契機に出生率の低下と子どもの数の減少傾向を大きな社会問題として捉え、仕事と子育ての両立支援など、子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策を検討し始めました。そして、平成6年の「エンゼルプラン」に続き、平成11年に「新エンゼルプラン」を策定し、総合的な少子化対策を開始しました。

平成14年には、「少子化対策プラスワン」がとりまとめられ、従来の保育に関する施策などに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って少子化対策に取り組むことになりました。

平成15年には、少子化に的確かつ総合的に対処するため、「少子化社会対策基本法」が制定され、これに基づき「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある具体的施策内容と目標を掲げた実施計画「子ども・子育て応援プラン」が平成17年度に策定されました。

しかし、平成17年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を更新したため、この予想以上の少子化の進行を受けて平成18年に内閣総理大臣を会長とする閣僚による少子化社会対策会議を設置し「新しい少子化対策について」が決定されました。

平成19年には、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現」とともに、この社会的基盤となる「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みを、同時並行的に取り組んでいくことが不可欠であると明記されました。この「働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現」においては、「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、一方で、重点戦略をふまえて政府は保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」が発表されました。

平成21年、内閣府に「子ども・子育てビジョン検討ワーキングチーム」が立ち上げられ、有識者や事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集などを踏まえ、子どもや子育てを支援していく新たな制度の構築を目指した「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども・子育て

新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について、検討が始まりました。

平成 24 年には、「社会保障・税一体改革大綱」により、子どもを生き育てやすい社会を目指して子ども・子育て支援新制度の創設が決定され、「子ども・子育て関連3法」の下に、子ども・子育て支援新制度の構築に向けて準備が始まりました。3法の一つである「子ども・子育て支援法」では、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的に謳い、社会保障と税の一体改革によって、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月 1 日から本格的にスタートします。

*注意 「1.57 ショック」とは、合計特殊出生率が 1.57 となり、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和 41 年の 1.58 を下回ったこと。

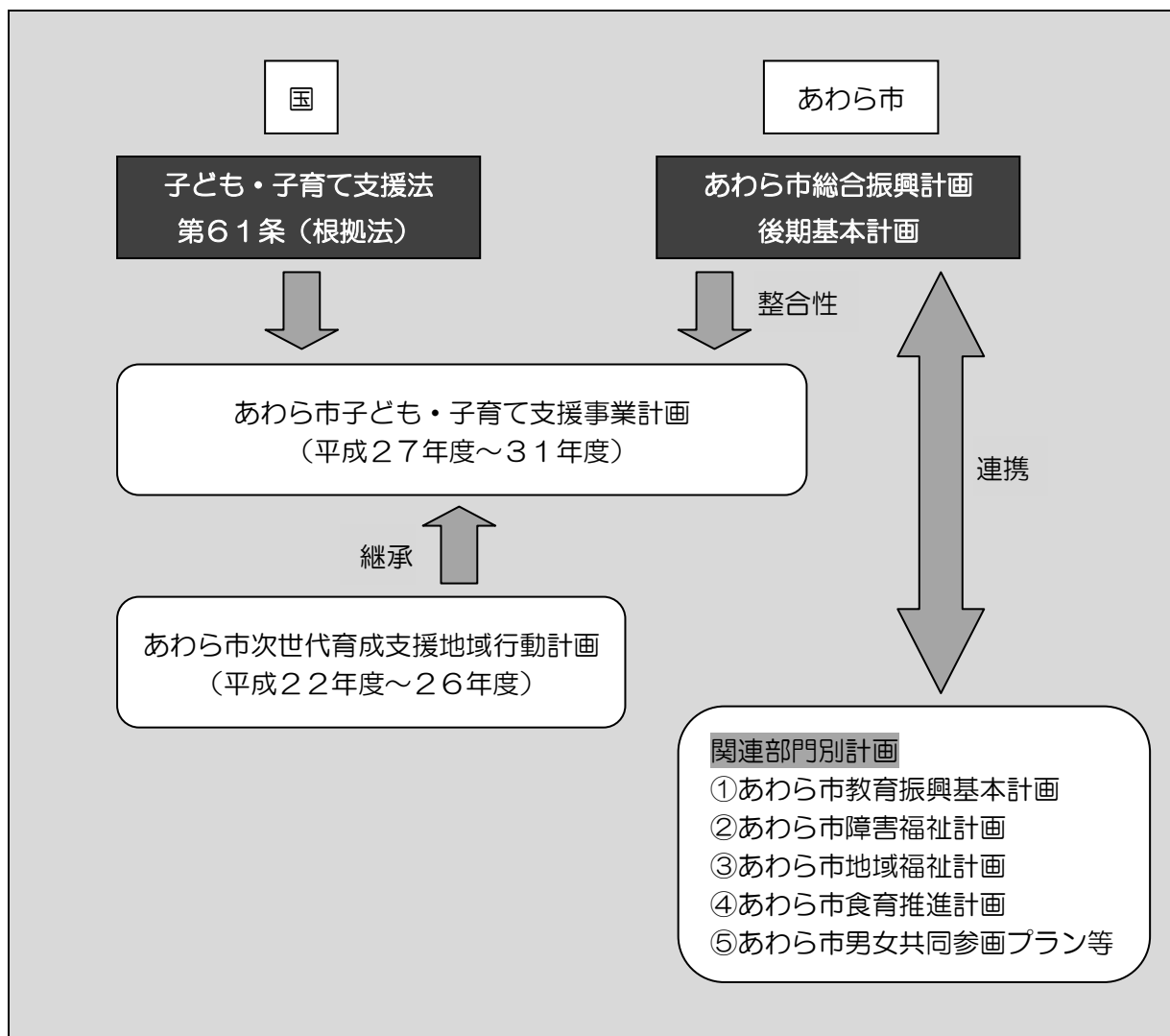


2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即って策定するものです。同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて定めた『あわら市次世代育成支援行動計画後期計画』に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承するものであり、今後子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本となる『あわら市総合振興計画後期基本計画』との整合性を保ちながら、「教育基本法」に基づく『あわら市教育振興基本計画』をはじめとして、『あわら市地域福祉計画』『あわら市食育推進計画』など、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、平成27年（2015年）度を初年度とし、平成31年（2019年）度を目標年次とする5年間の計画です。

計 画 期 間

平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 年度
あわら市次世代育成支援地域行動計画									
					あわら市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定のための調査と体制

(1) ニーズ調査の実施と現行計画の評価

市では未就学児童や就学児童をもつ保護者の子育てニーズを把握するために、平成25年末に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を未就学児及び小学生をもつ全世帯を対象に実施し、このニーズ調査の結果から、教育や保育に関する計画期間5か年の需要を想定しました。

また平成26年度が実施最終年である『あわら市次世代育成支援行動計画後期計画』の進捗状況の評価を行い、本計画の策定に反映させました。

(2) あわら市子ども・子育て会議の設置

この計画を策定するにあたり、新たにあわら市子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、児童の保護者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面関係者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

5 計画の推進と点検・評価

(1) 計画推進のための視点

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育などの市の関係各課が密に連携し、市民にとってわかりやすい実施体制をとると同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育で日々子どもたちと接する事業者や子育て環境を支える地域の人々などが、それぞれの主体的役割を理解し、連携・協働して取り組むことを基本姿勢とします。

(2) 点検・評価と達成状況の報告

計画期間の5か年の間、毎年本計画に記載した施設の確保や施策の実施状況など、子ども・子育て支援事業の達成状況を「子ども・子育て会議」等により点検・評価する機会を設け、【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



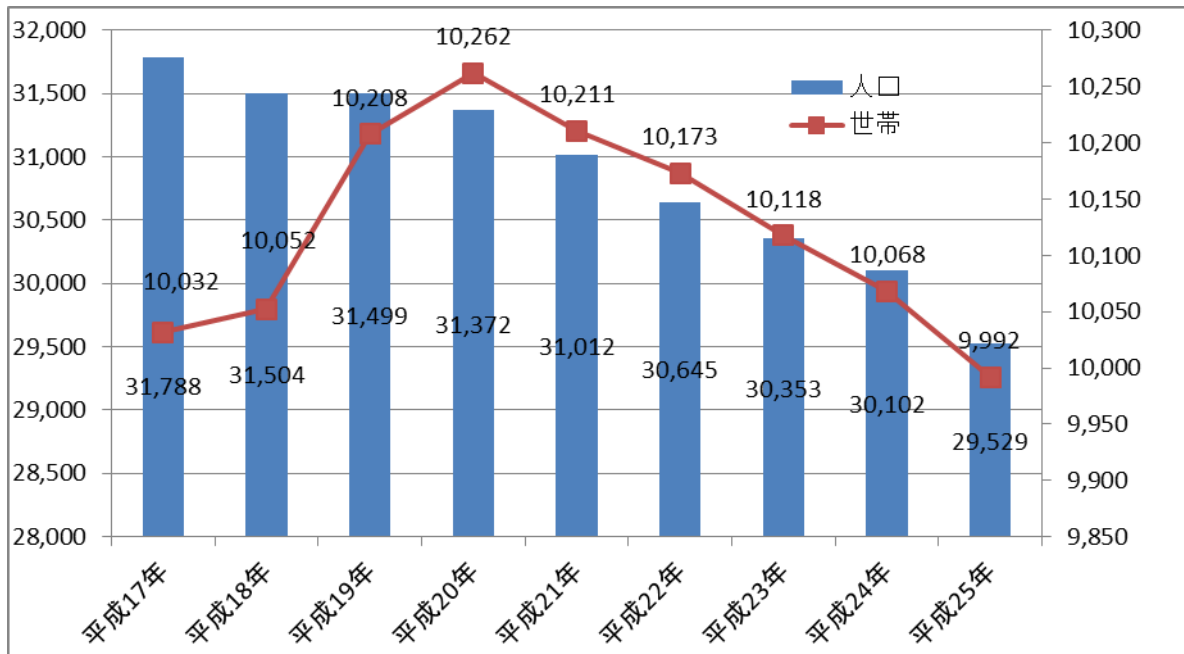
第2章 あわら市の現状

1 人口と世帯の状況

平成25年10月1日現在の人口は29,529人で、世帯数は9,992世帯です。

平成17年と比較すると、人口では、2,259人、7.1%減少し、世帯数では、40世帯、0.4%減少しており、人口減少とともに、世帯数の少人数化が進んでいます。

(1) 人口と世帯



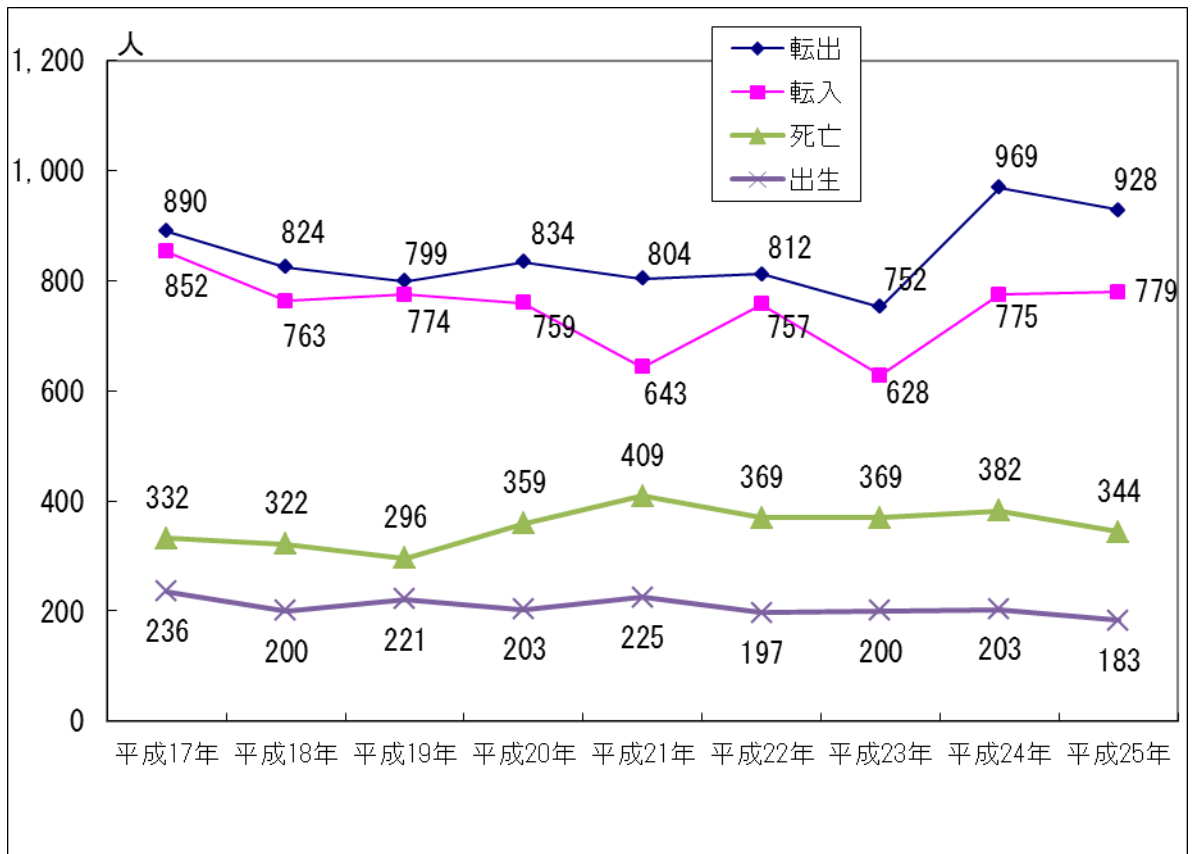
住民基本台帳より

(2) 人口動態

自然動態、社会動態ともに徐々に減少傾向にあります。

	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
平成17年	236	332	△ 96	852	890	△ 38	△ 134
平成18年	200	322	△ 122	763	824	△ 61	△ 183
平成19年	221	296	△ 75	774	799	△ 25	△ 100
平成20年	203	359	△ 156	759	834	△ 75	△ 231
平成21年	225	409	△ 184	643	804	△ 161	△ 345
平成22年	197	369	△ 172	757	812	△ 55	△ 227
平成23年	200	369	△ 169	628	752	△ 124	△ 293
平成24年	203	382	△ 179	775	969	△ 194	△ 373
平成25年	183	344	△ 161	779	928	△ 149	△ 310

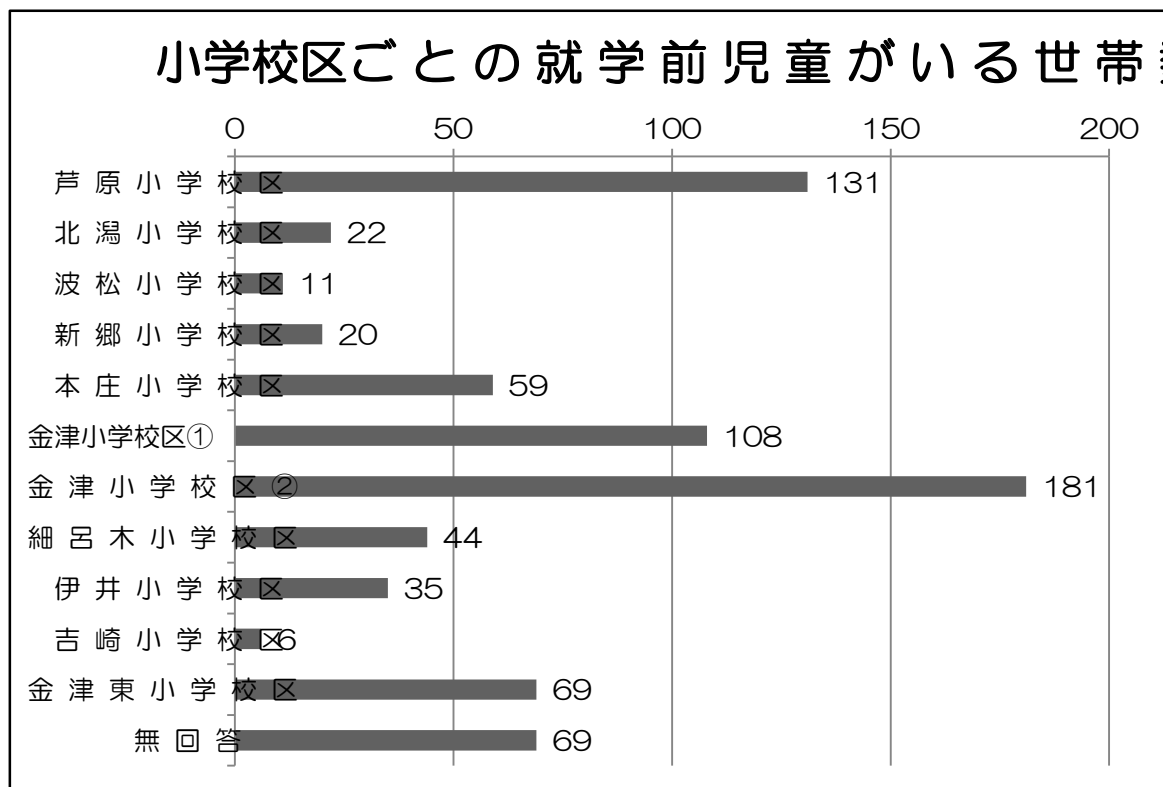
住民基本台帳より



住民基本台帳より



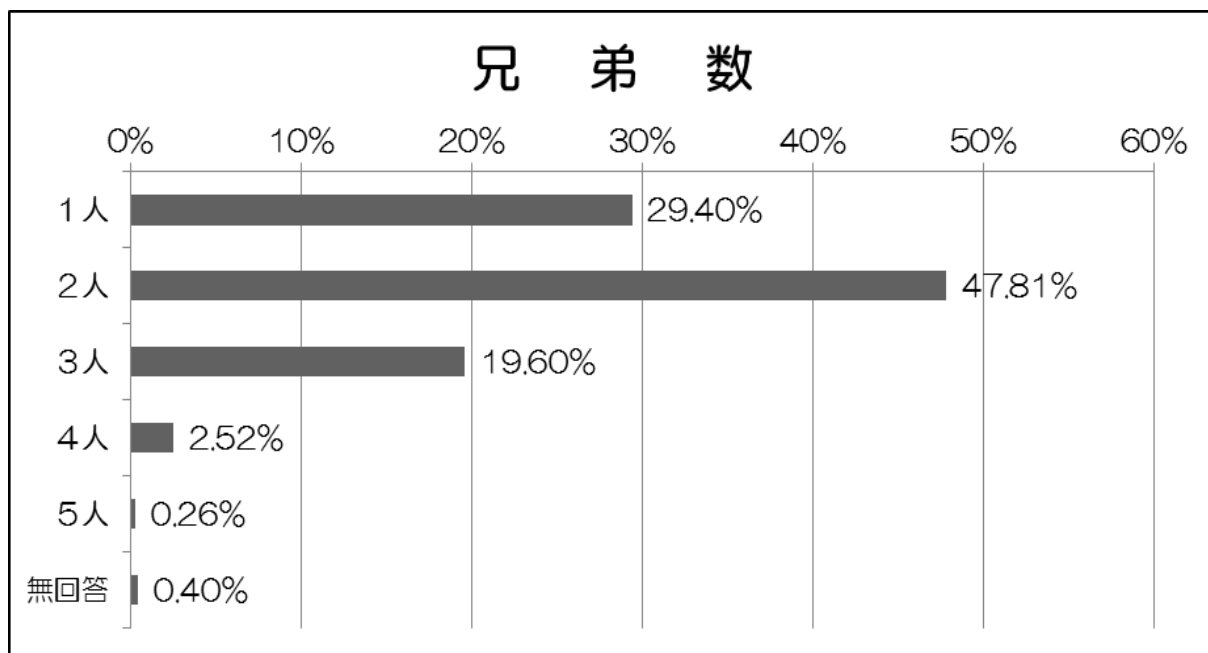
2 子どもを取り巻く家庭の状況



二一ズ調査より

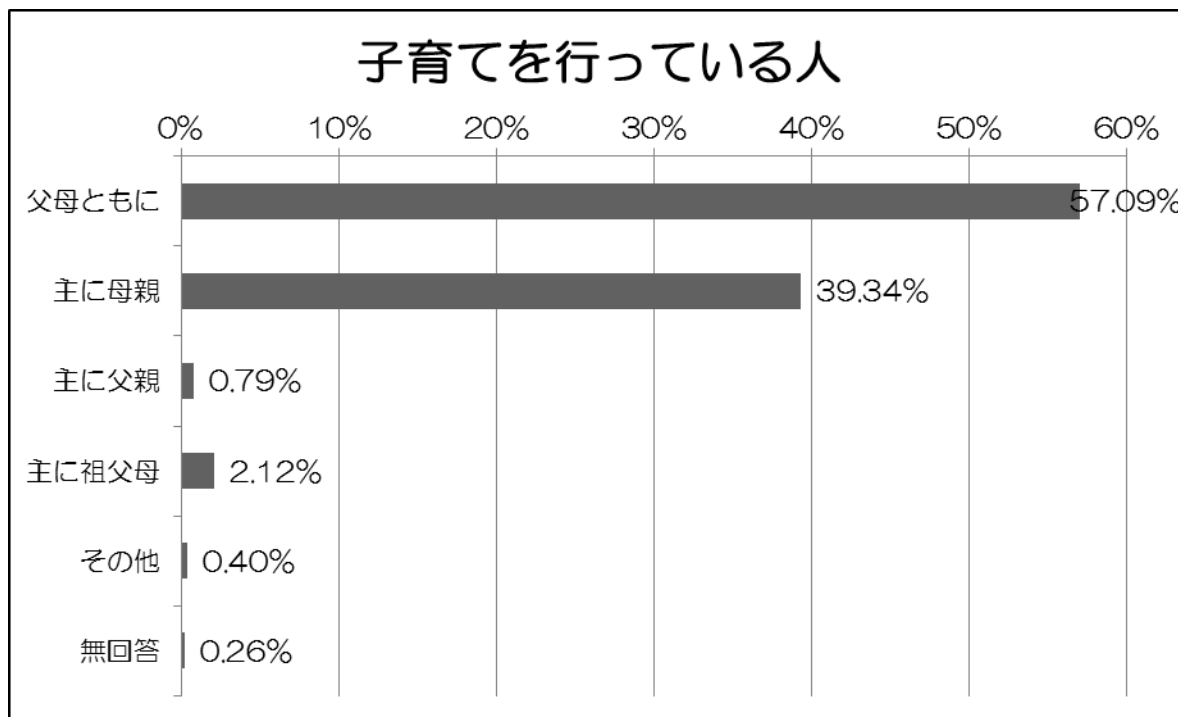
地区	住所(行政区)
1. 芦原小学校区	舟津温泉、二面温泉、田中温泉、東温泉、西温泉、舟津、二面、牛山、松影、国影、新成、井江葦、横垣、宮王、重義、番田、田中々、堀江十楽、布目
2. 北潟小学校区	北潟東、北潟西、赤尾、富津
3. 波松小学校区	波松、城、城新田、番堂野、十三
4. 新郷小学校区	河間、河水苑、宮前公文、北本堂、角屋、中浜
5. 本荘小学校区	轟木、新田、東善寺、谷畠、上番、根上り、仏徳寺、翠明、光明、御鷹、中番、下番、玉木
6. 金津小学校区①	新、古、東、六日、新用、馬場、榛ノ木原、北稲越
7. 金津小学校区②	旭、新富、天王、水口、十日、脇出、上八日、八日、下八日、坂ノ下、稲荷山、千束、春日、中央、向ヶ丘、若葉台、桜ヶ丘、山室、高塚、清王、山十楽、嫁威、日の出
8. 細呂木小学校区	滝、青ノ木、宮谷、山西方寺、柿原、坂口、蓮ヶ浦、細呂木、橋屋、樋山、指中、沢、細呂木駅前
9. 伊井小学校区	伊井、古屋石塚、桑原、清間、矢地、菅野、南稲越、河原井手、池口
10. 吉崎小学校区	吉崎、浜坂
11. 金津東小学校区	中川、東田中、瓜生、南疋田、北疋田、次郎丸、御簾尾、北野、北、前谷、笹岡、熊坂、下金屋、畝市野々、牛ノ谷、上野、名泉郷、東山、後山、清滝、鎌谷、柵、権世、権世市野々

一人っ子および2人っ子が77%を占め、兄弟数が少ないことがみてとれます。



ニーズ調査より

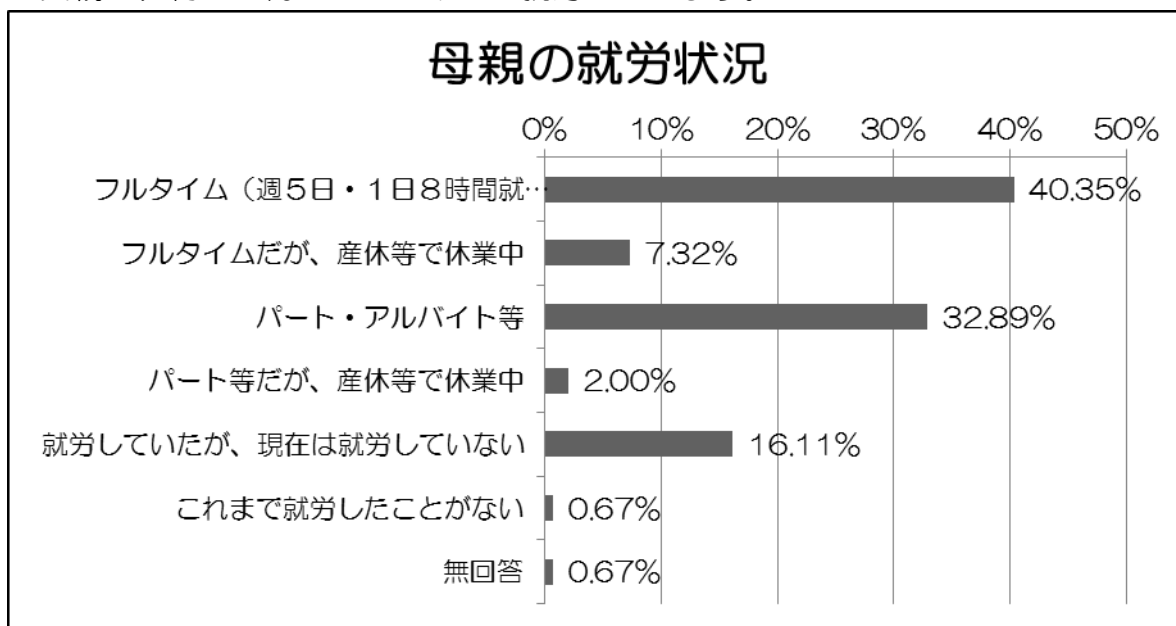
ほとんどの世帯が、子どもに対し、親が責任を持って監護していると思われます。



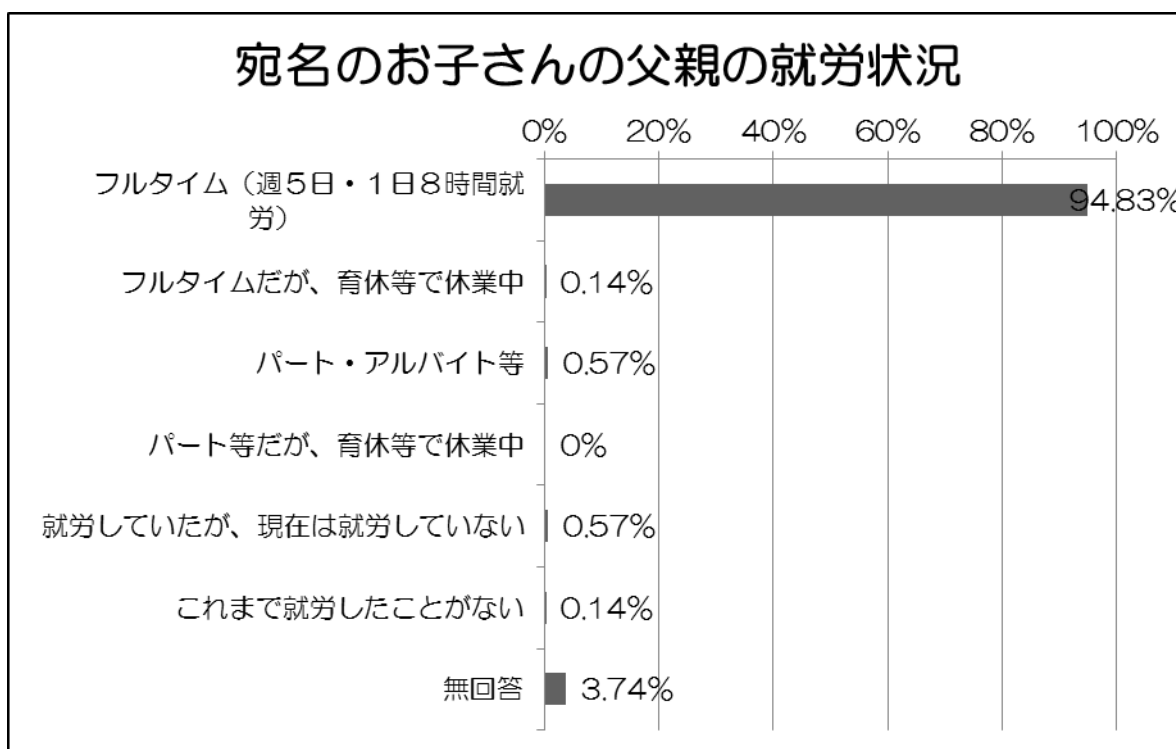
ニーズ調査より

3 保護者の就労状況

約80%の母親が就労しており、その内1割が産休等で休業中です。
父親は、約95%がフルタイムで就労しています。

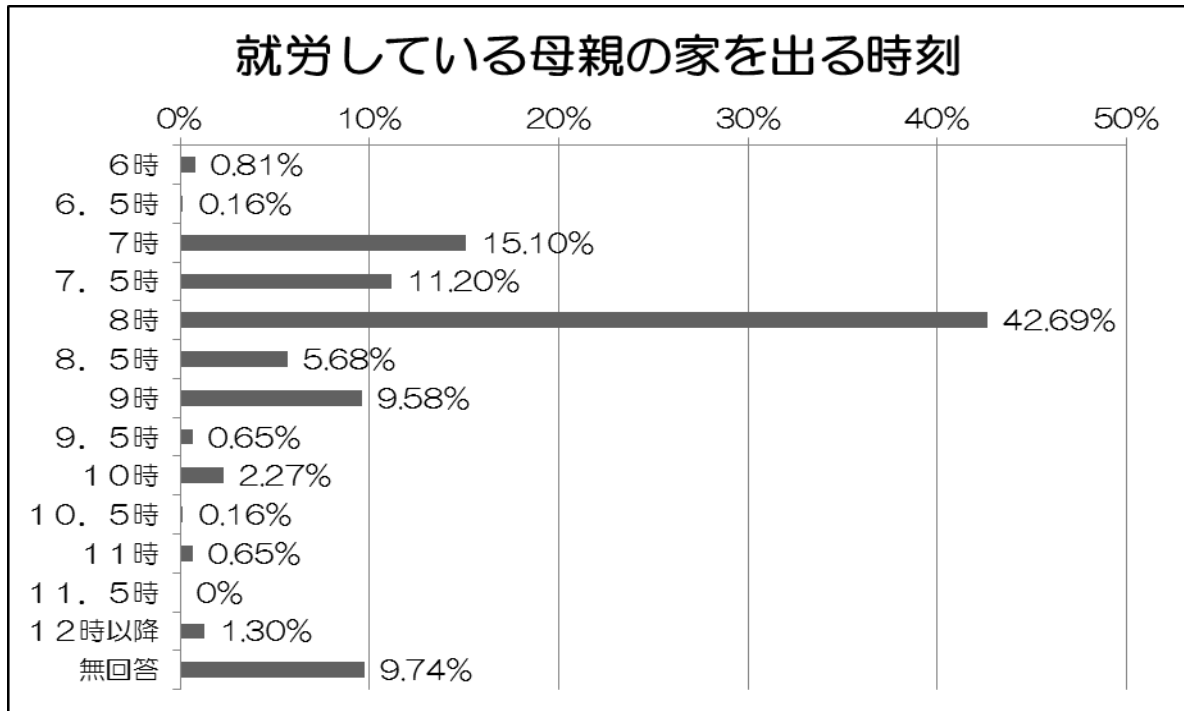


ニーズ調査より

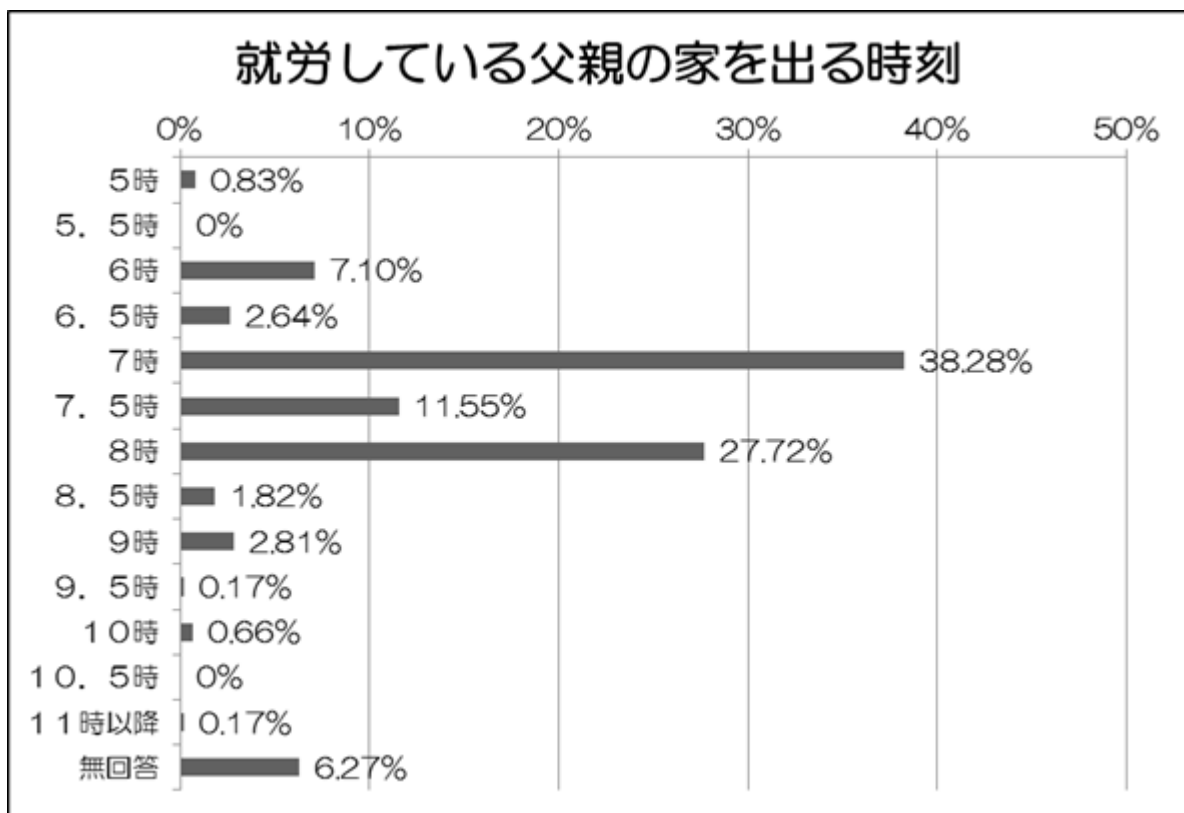


ニーズ調査より

就労している母親は朝8時に家を出る人が多く、父親は朝7時に家を出る人が多い。父親が児童を送るのであれば、7時過ぎに園が開園していることが望ましい。

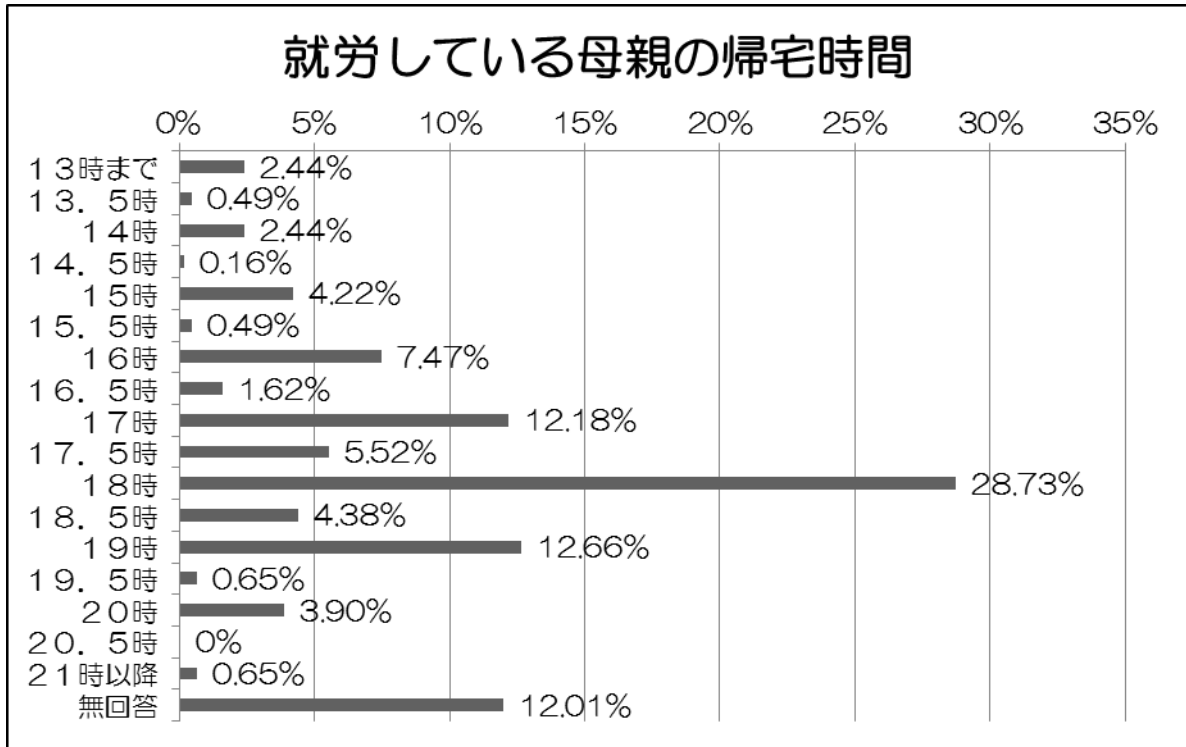


ニーズ調査より

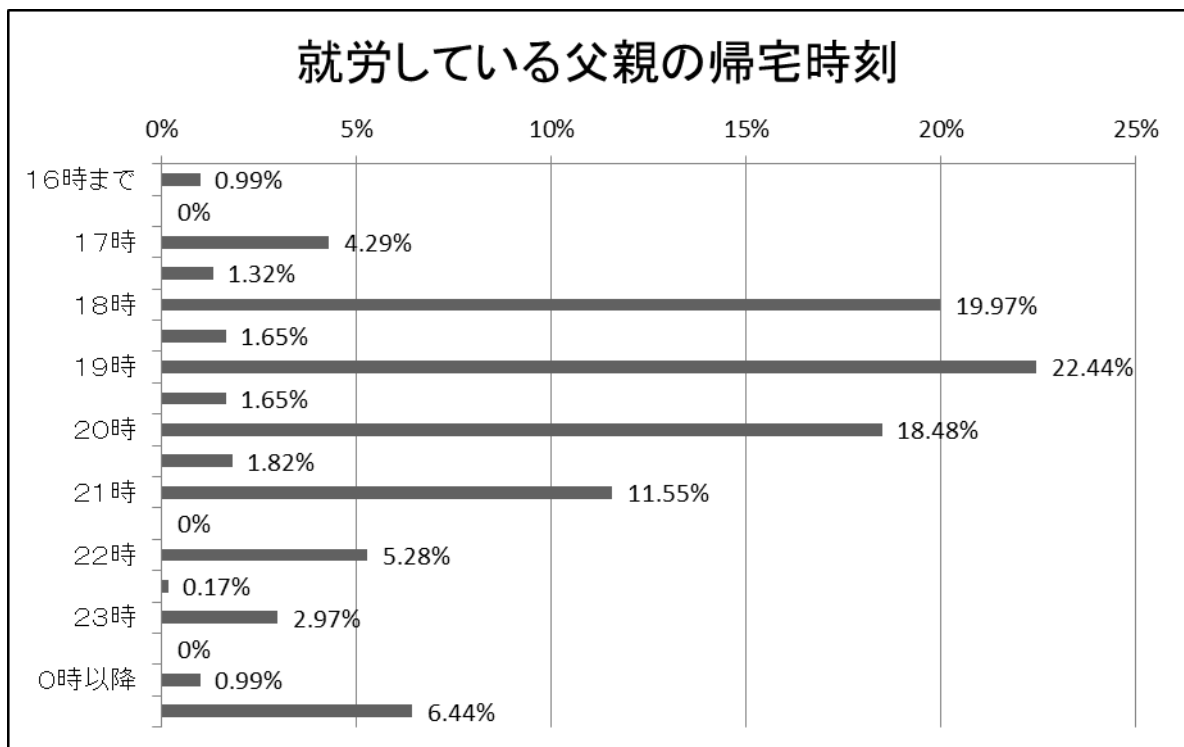


ニーズ調査より

母親の帰宅時間で多いのは18時であり、19時までに約83%の母親が帰宅するが、父親については19時が一番多く、18時、20時と続いています。21時以降に帰宅する母親も存在します。



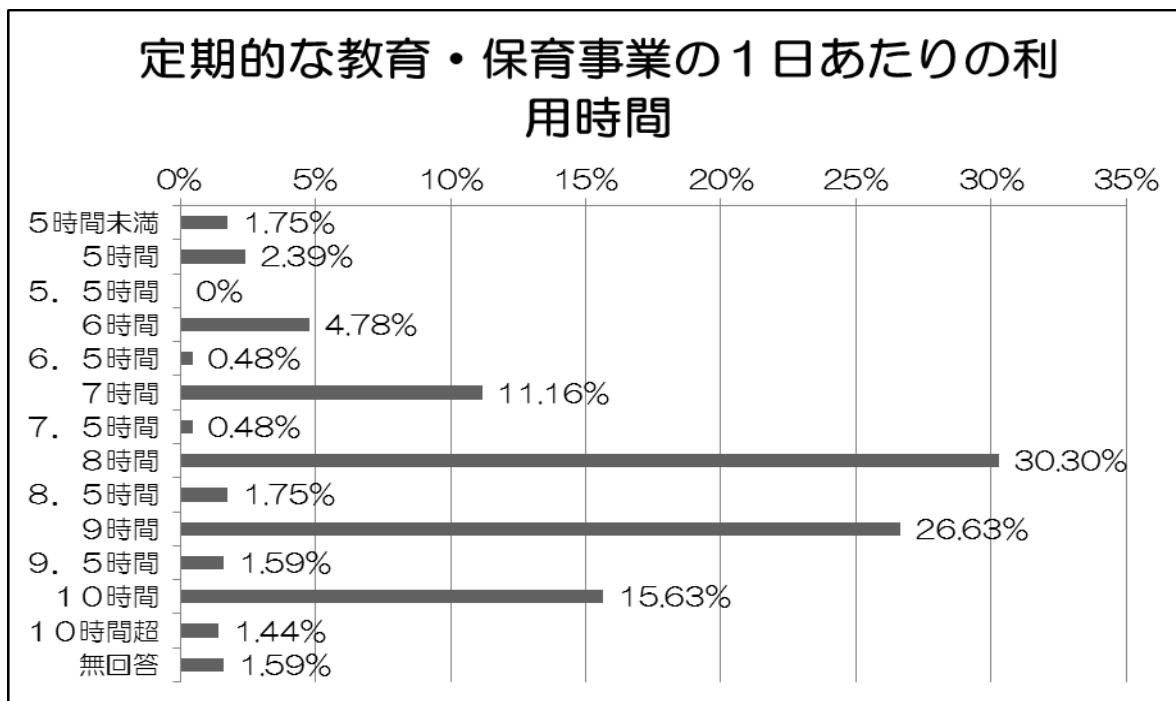
ニーズ調査より



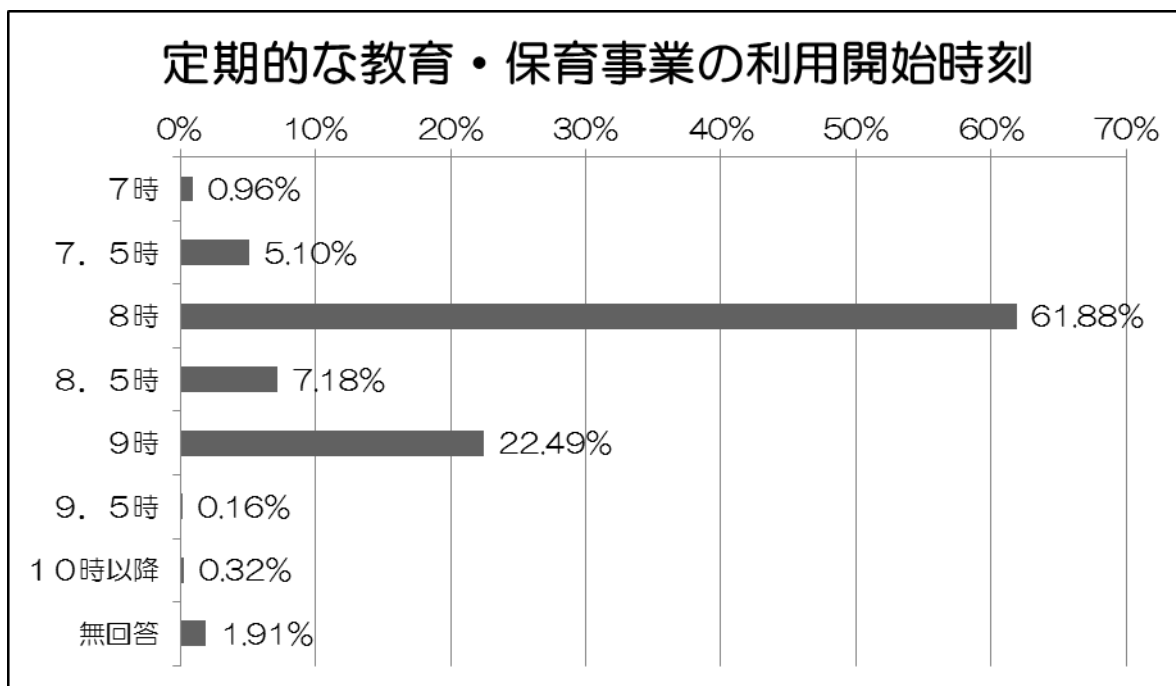
ニーズ調査より

4 教育・保育の状況

教育・保育事業の利用時間や開始・終了時間については、親の就労時間や家を出る時間、帰宅時間に比例しています。

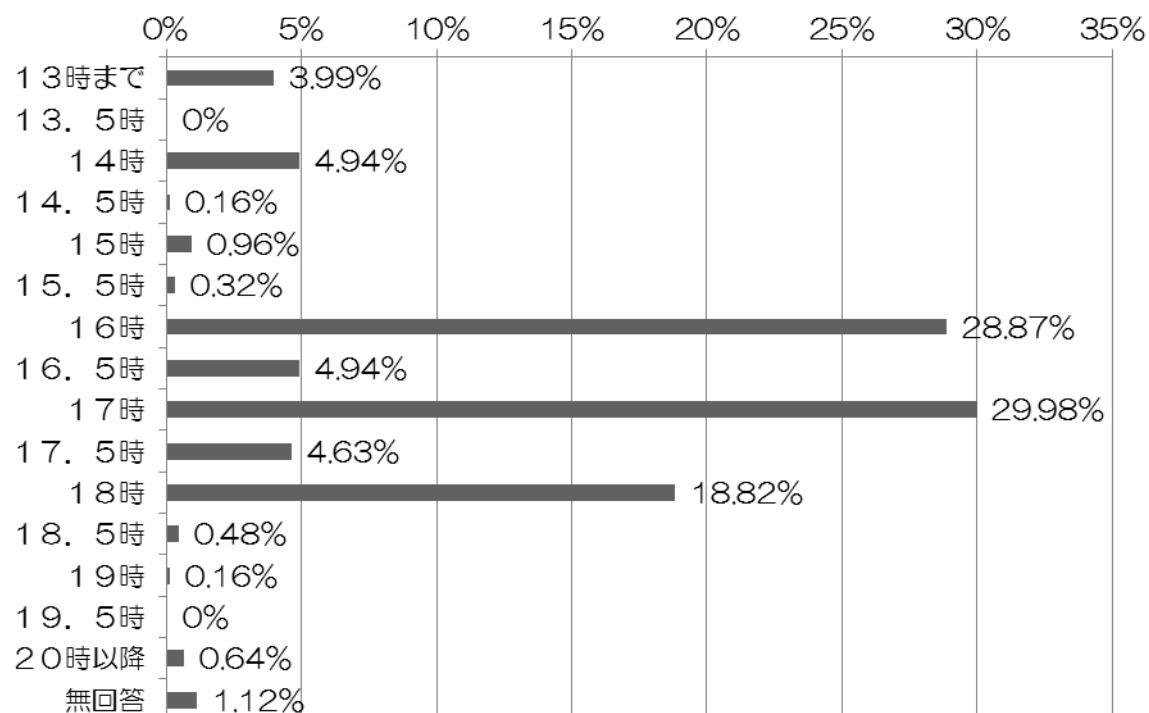


ニーズ調査より



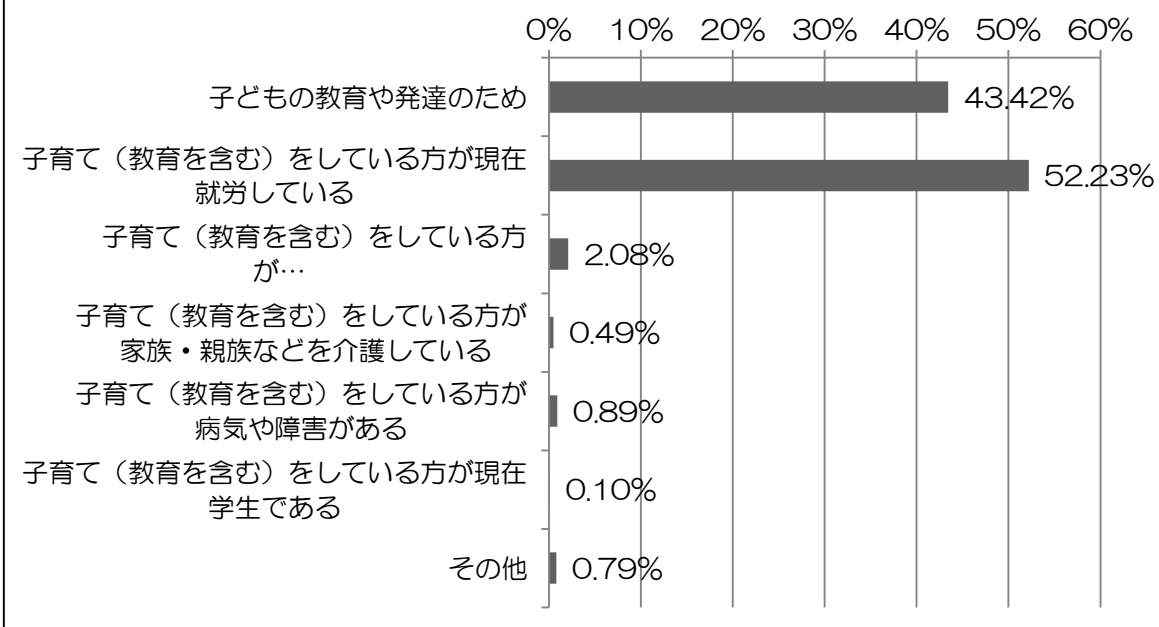
ニーズ調査より

定期的な教育・保育事業の利用終了時刻

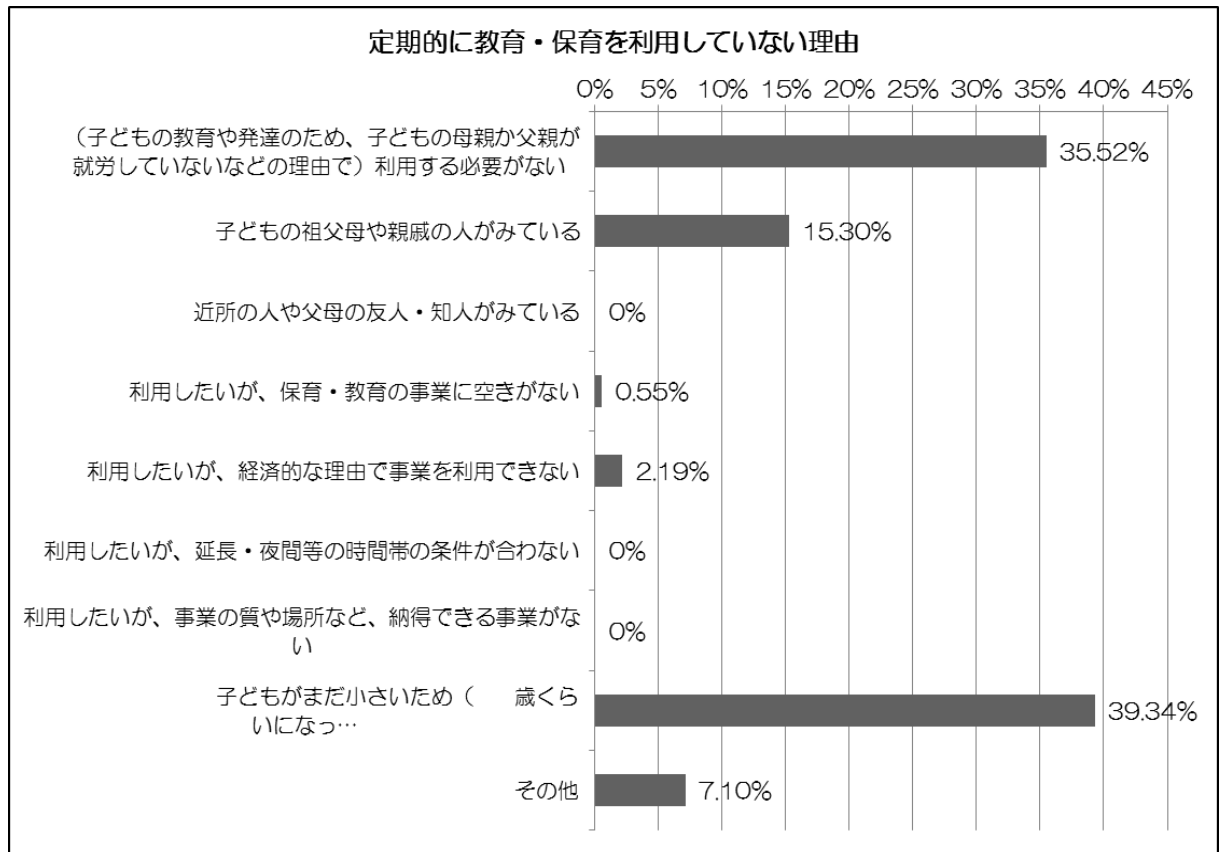


ニーズ調査より

定期的に教育・保育を利用している理由

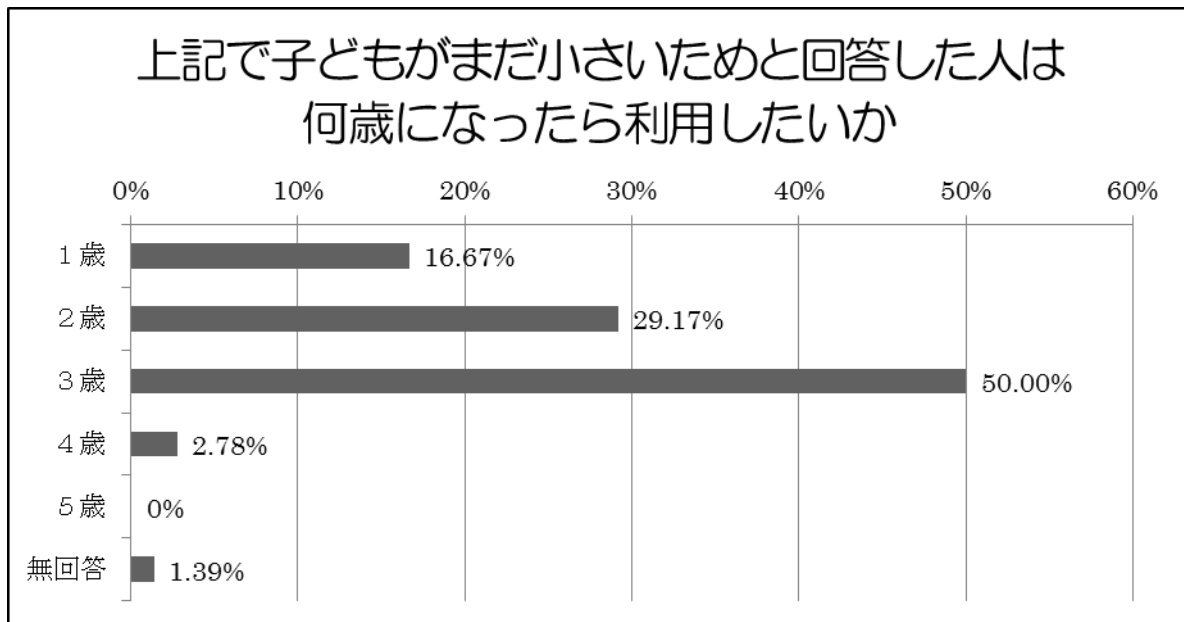


ニーズ調査より

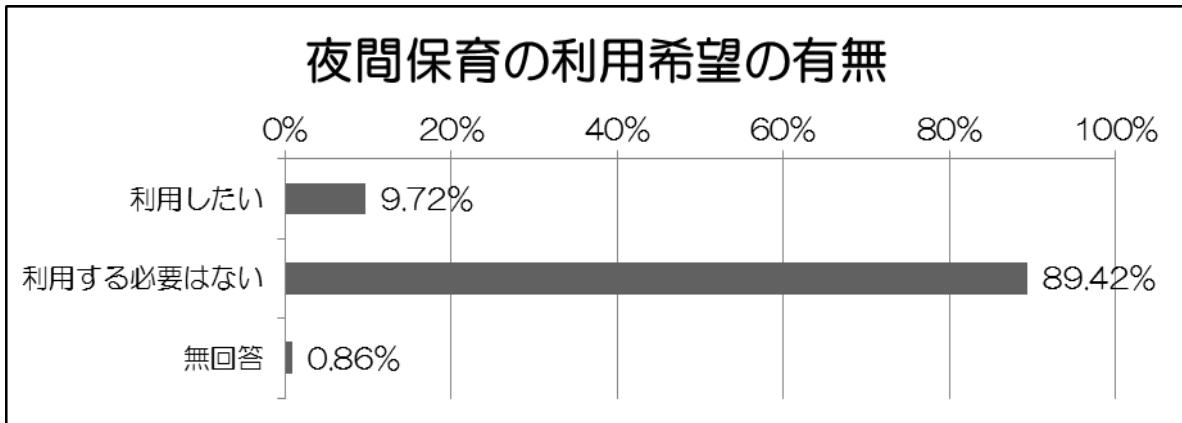


ニーズ調査より

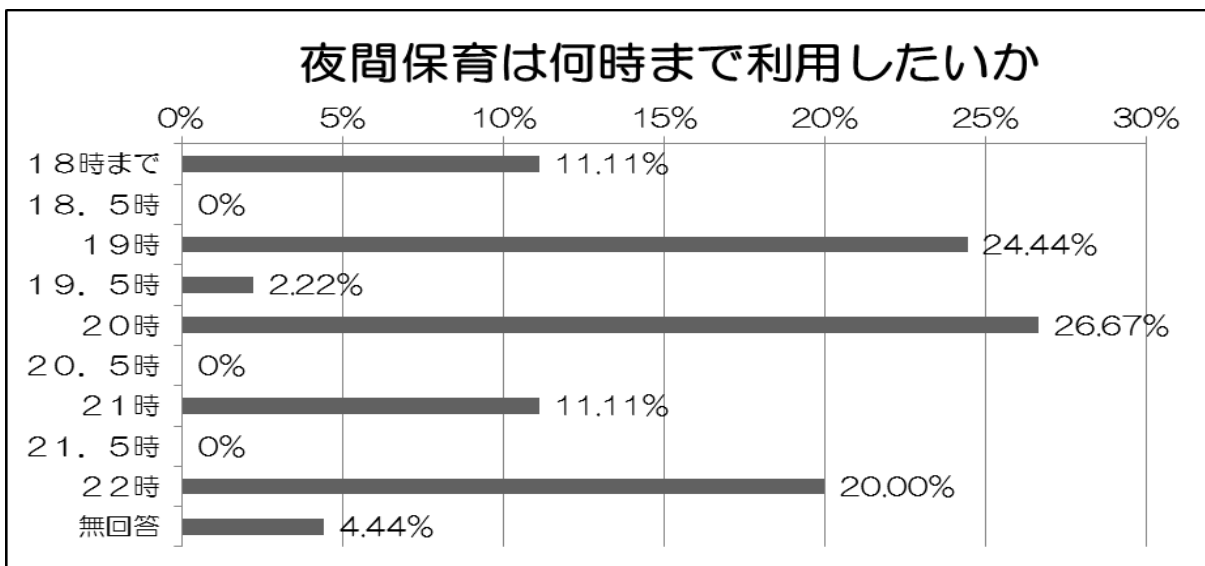
4歳くらいまでは、親や身内で子育てしたいと思っていることが伺えます。



回答者735人中45人が夜間保育の希望があり、その利用希望時間は19時から22時までです。



ニーズ調査より



ニーズ調査より

5 次世代育成支援地域行動計画の評価

あわら市次世代育成支援地域行動計画とは、次世代育成支援対策推進法の規定により、平成17年度から平成21年度を前期、平成22年度から平成26年度を後期として、あわら市における子どもの育ちと子育て家庭に対する支援の基本理念及び基本目標を定めた計画です。

事業名	事業内容		実施状況 (平成16年度)	実施状況 (平成22年度)	実施状況 (平成25年度)	H26目標	達成率
① 通常保育事業	保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保育を実施します。	設置箇所	12ヶ所	12ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	100%
		定員数	975人	875人	845人	845人	
② 延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行います。	設置箇所	4ヶ所	9ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	100%
		定員数	200人	150人	260人	250人	
③ 夜間保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において夜間保育を行います。	設置箇所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	100%
		定員数	30人	30人	30人	30人	
④ 一時預かり事業	就労形態の多様化または専業主婦が育児疲れや急病などに対応するため、保育所において一時的な保育を行います。	設置箇所	5ヶ所	9ヶ所	8ヶ所	11ヶ所	73%
		定員数	15人	27人	40人	33人	100%
⑤ 放課後子どもプラン推進事業	保護者が仕事等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童について、公共施設での児童預かりを実施します。	設置箇所	2ヶ所	8ヶ所	9ヶ所	11ヶ所	82%
		定員数	70人	200人	350人	355人	99%
⑥ 病時、病後児童保育事業	疾病時や疾病回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障があるものについて、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備える等により保育を行います。	設置箇所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	1ヶ所	100%
		定員数	4人	4人	6人	4人	
⑦ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間(7日間程度)預かります。	設置箇所	—	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	100%
		定員数	—	4人	4人	4人	
⑧ 地域子育て支援センター事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	設置箇所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	100%
		実績数	—	9,503組	7,073組	—	
⑨ すみずみ子育て支援事業	土曜・日曜日等、保護者の利便性に応じて、時間単位で一時的な保育を行います。	設置箇所	—	—	1ヶ所		
		定員数	—	—	利用延べ人数 357人		

①通常保育事業について

待機児童はありません。

なお、施設数が減っているのは、平成 23 年度から、芦原北幼稚園と芦原南幼稚園を統合し、芦原幼稚園を設置したことによるものです。

②延長保育事業について

平成 25 年度に目標値の 11 ヶ所の保育施設で延長保育事業を実施し、定員も目標値を超えて受け入れすることができました。平成 25 年度の延べ利用者数は 4,824 人、延べ利用時間については 8,163 時間でした。

③夜間保育事業について

私立保育所 1 施設が夜間保育所として 22 時まで保育を実施していましたが、対象人数は減少傾向にありました。夜間保育所の必要性について再検討が必要です。

④一時預かり事業について

目標値の 11 ヶ所での実施には至りませんでした。受け入れ人数では目標値以上の受け入れを実現できました。

⑤放課後子どもプラン推進事業について

目標値の 11 ヶ所での実施には至らず、9 ヶ所で実施しましたが、定員数では目標値の 99%まで増やすことができました。しかしながら、登録者数は定員を超えている状況にあり、今後は公的な空きスペースを活用する等の環境整備が必要です。

⑥病児、病後児童保育事業

受け入れ施設は 1 ヶ所でしたが、坂井市との広域協定の締結により 3 ヶ所で受け入れし、一日当たりの定員も 150%増やすことができました。平成 25 年度の延べ利用者数は、371 人となっています。

⑦子育て短期支援事業

受け入れ施設の目標値を達成することができました。

⑧地域子育て支援センター事業

平成22年度に旧芦原庁舎を改修し新たな拠点を整備したことにより、家庭で育児をしている保護者への子育て支援を一層充実させることができ、平成26年度から、センターに相談に来られない保護者のニーズに対応するため、新たに訪問型相談事業を開始しました。

一方、私立児童館において実施されている支援センターの利用者は少なく、市立の施設との距離も近いことから、必要性について再検討が必要です。

⑨すみずみ子育て支援事業

平成24年7月より、12月29日から1月3日までを除き毎日朝7時半から午後8時までの間シルバー人材センターに委託し実施したところ、利用者は増加傾向にあります。

★★★あわら市子育て環境・支援満足度

平成25年12月に実施した就学前児童を持つ全世帯を対象とするアンケート調査では、市の子育て環境・支援に対する満足度が、満足・やや満足32%、普通47%、不満・やや不満18%という結果でした。

1 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定める基本指針に基づき、策定するものです。

この指針の中にある「子どもの育ちに関する理念」「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」に即し、また、あわら市次世代育成支援地域行動計画を踏まえ、次の基本理念をかかげます。

基 本 理 念

若い世代が、住み、生み、
育てたくなるまち

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が市の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、市全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的視点に立ち、家庭は教育の原点であり出発点でもあるという認識の下、現在の子ども・子育てをめぐる社会環境や個々の家庭状況に応じた、子ども・子育て支援を進めます。

2 基本目標

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援地域行動計画を平成17年3月に策定し、さまざまな子育て支援の施策を推進してきました。この計画は、平成26年度までの計画となっており、今後は、子ども・子育て支援法に基づき、国の子ども・子育て支援新制度とともに平成27年4月からの事業実施となります。

基本目標については、次世代育成支援行動計画から引き続き取り組む施策も含め、次の6項目を設定します。

I 子育て相談の充実と子育て意識の啓発

身近な地域での相談機会の確保のため、教育・保育施設や子育て支援センターにおける子育て支援体制の充実を図ります。

子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような機会の充実に努めるとともに、父親の育児参加を促進します。

II 子育てしやすい地域環境づくり

核家族化等により、世代間で育児知識の継承が困難になるなど、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。このため、家庭生活や子育てについての意識啓発や子育て自主サークル等の育成・支援に努めるとともに、在宅で子育てしている家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭への支援の充実を図り、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

III 母子保健の充実

乳幼児健康診査や健康相談事業など母子保健サービスの充実に努め、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを推進します。

Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもたちが安全に遊ぶことができる場を確保し、その健全な育成に資するため、関係機関や団体等との連携のもとに、地域住民が一体となって子どもの健全な成長のための取組みに努めます。

Ⅴ 保護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

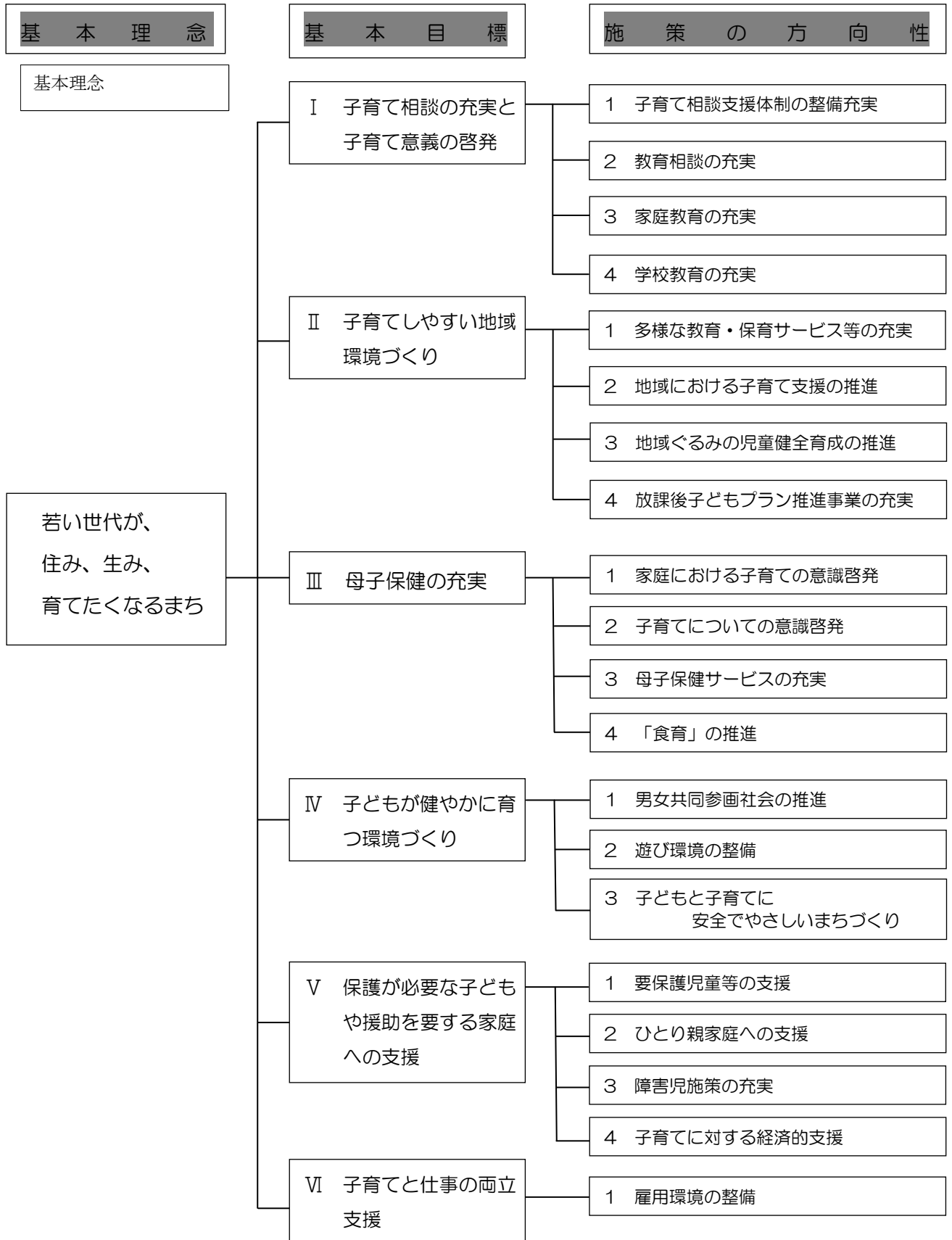
児童虐待が深刻な社会問題となっていることから、要保護児童等の支援を行うとともに、ひとり親家庭や障害がある子どもやその保護者に対する必要に応じた支援を行います。

Ⅵ 子育てと仕事の両立支援

性別に関わらず子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進を図り、働きやすい職場環境の整備促進に努めます。

また、保育サービス等の充実を図り、子育てと仕事の両立支援のための体制の整備に努めます。

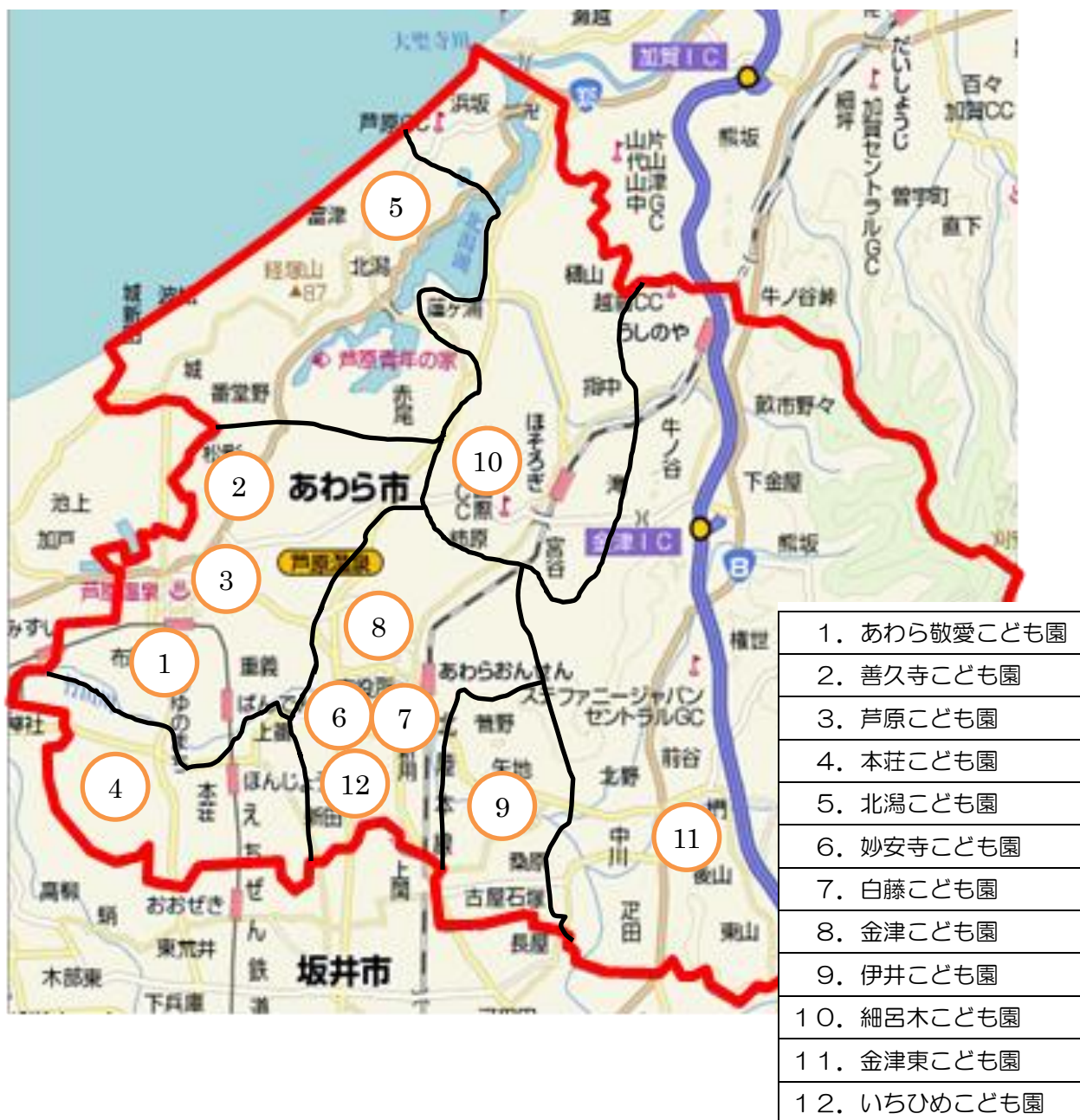
3 施策の体系・方向性



4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域こども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では、下図のように7か所の教育・保育提供区域を定め、区域ごとに、さらに需要分析を行っていくこととします。



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標Ⅰ 子育て相談の充実と子育て意識の啓発

No.	施策	内容	担当
1	子育て相談支援体制の整備充実	子育て支援センターを核施設として、「保育カウンセラー巡回相談」「育児相談」「のびのび相談」等の相談事業を実施すると共に、各こども園において、地域の子育て世帯の相談窓口を設け、気軽に相談のできる体制を構築します。	子育て支援課
2	教育相談の充実	小学校・中学校に、気軽に相談のできるカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教諭と協力しながら、子どもと親が相談しやすい環境を整えるとともに、ライフパートナー事業により、大学生が家に閉じこもりがちな子どもの良き相談相手となる等、家庭の事情に応じた体制整備を図ります。	教育総務課
3	家庭教育の充実	乳幼児から小学生までの子どもを持つ親を対象とする「子育て講座」等により、子どもの発達の特徴や親の役割、親としての在り方を学ぶ機会を充実させ、家庭教育力の向上を図ります。また、こども園と小学校の連携を強化し、個々の子どもの教育・保育に対する共通理解を深めます。また、こども園において、父親の一日保育教諭体験等を実施し、父親の育児参加を促進します。	文化学習課 子育て支援課
4	学校教育の充実	「思いやる心・学び合う心・夢に向かって未来を拓く、豊かな人づくり・ふるさとづくり」という教育振興基本計画の理念に基づき、教諭の加配や支援員の配置に配慮し、学校評価システムを構築しながら児童一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導、学校ボランティアによる伝承遊びや読み聞かせ等で、様々な教育活動を通して子どもの生きる力を育成します。	教育総務課

基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくり

No.	施策	内容	担当
1	多様な教育・保育サービス等の充実	多様化する教育・保育ニーズに対応し、延長保育や一時預かり等、こども園における個々の家庭に応じた保育サービスの提供に努めます。	子育て支援課

No.	施策	内容	担当
2	地域における子育て支援の推進	子育て支援センターを核とし、各こども園と連携を強化した仕組みを構築します。これらの施設を活用し、子育て家庭への支援活動の企画、調整を行います。子育て家庭等に対する遊びや育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援、県の子育てマイスターを活用した各種講演や実技講習会等を実施し家庭教育・保育の向上を図ります。また、子育て訪問育児支援事業を展開し、すみずみまで行き届いた子育て支援事業に努めます。	子育て支援課
3	地域ぐるみの児童健全育成の推進	地域の協力を得ながら、児童が本市の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、郷土を「知る」「楽しむ」「伝える」ことができる活動や取組みを推進するため、地域の素材や環境、文化財を活用した体験学習を「郷土に関する学習」として各教科や総合的な学習の時間等に実施します。また、地域の人や青少年育成団体等との連携を深め、地域の伝統的な行事や社会貢献活動に参加・体験する機会を創出します。	文化学習課
4	放課後子どもプラン推進事業の充実	小学校に就学し、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、市内の小学校区ごとに、小学校の空き教室やその他の公共施設を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し健全な育成を図ります。	文化学習課

基本目標 Ⅲ 母子保健の充実

No.	施策	内容	担当
1	家庭における子育ての意識啓発	「赤ちゃん訪問」で、保健師や助産師が自宅を訪問し、発育・発達の確認、育児相談に応じるほか、予防接種や健康診査などに関する説明を行います。	健康長寿課
2	子育てについての意識啓発	「もぐもぐ教室」や「はっぴー教室」で、身体計測、離乳食の進め方、歯の話、親子遊びの実技を行うほか、育児・栄養等についての相談に応じます。また、「ブックスタート事業」により、親子の心のふれあいを願い、絵本を贈り家庭での読み聞かせの推進を図ります。	健康長寿課 図書館 子育て支援課
3	母子保健サービスの充実	1歳6ヶ月児と3歳児を対象に健診を実施し、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、専門機関等への紹介等適切な対応に努めます。また、育児・栄養等についての相談に応じます。	健康長寿課

No.	施策	内容	担当
4	「食育」の推進	市民一人ひとりの食に関する知識と食を選ぶ力と共に、食を大切に食文化を伝える心を育むため、「食育スタジオ」等の施設を活用して、食に関する講座や体験学習を実施し、情報の発信や相談に応じることのできる環境整備を図ります。 また、地産地消を推進するため、給食等で地場産物を積極的に使用し、家庭での食育も推進していきます。	健康長寿課 教育総務課 農林水産課 子育て支援課

基本目標Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境づくり

No.	施策	内容	担当
1	男女共同参画社会の推進	男女共同参画の推進は、庁内組織である「あわら市男女共同参画行政推進会議」、市民により構成され具体的な啓発活動を行う「あわら市男女共同参画推進市民会議」及び男女共同参画の全般について提言を行う「あわら市男女共同参画審議会」により行います。市民と行政が協働し、学習・情報発信・相談・市民活動支援・交流等の中で、子どもがその個性を活かして多様な選択ができるよう、意識改革を図ります。 また、父親の子育て参加を促進するため、必要な施設整備に努めます。	男女共同参画推進室 子育て支援課
2	遊び環境の整備	トリムパークや金津創作の森、都市公園等を活用し、関係機関と連携を図りながら安全な遊び環境の提供に努めると共に、自然とふれあうことのできる遊び環境の創出に努めます。	スポーツ課 建設課 社会福祉協議会 子育て支援課
3	子どもと子育てに安全でやさしいまちづくり	各小学校ごとに、地域の「見守り隊」による児童の登下校の安全確認を図ります。 また、少年愛護センターが中心となり、補導委員や関係機関・団体と連携を図りながら、青少年を取り巻く有害環境の調査等を行い、環境浄化活動を行います。	文化学習課

基本目標Ⅴ 保護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

No.	施策	内容	担当
1	要保護児童等の支援	要保護児童対策地域協議会を核とし、要保護児童等の早期発見及び適確な保護、また要支援児童若しくは特定妊婦への支援を図るため、関係機関で情報交換を行い、個別ケース検討会や実務者会議等を開催し、適切な支援に努めます。	子育て支援課

No.	施策	内容	担当
2	ひとり親家庭への支援	母子家庭の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、育児・教育・就労等についての相談のできる環境を整備するため、母子自立支援員を配置します。 また、福井県母子寡婦福祉連合会等と連携を図りながら、各種行事等の必要な情報の提供に努めます。	子育て支援課
3	障害児施策の充実	障害福祉計画や教育振興基本計画と調和を保ちながら、支援を要する児童が、日常生活や社会生活を営むために必要な支援を受けられるよう関係機関との連携強化をはかります。	福祉課 教育総務課 子育て支援課
4	子育てに対する経済的支援	こども園等子育て支援施設の利用者負担金や子ども医療費の負担を軽減すること等により、子育て世帯に対する経済的支援を図ります。	子育て支援課

基本目標 VI 子育てと仕事の両立支援

No.	施策	内容	担当
1	雇用環境の整備	市内事業主に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や就業規則等の整備を呼びかけるとともに、育児・介護休業法の趣旨や内容の周知を図ります。	観光商工課 子育て支援課



第5章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育事業の提供

平成27年度から開始する子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等からみる「保育の必要性」と「児童の年齢」に応じて「認定」することになりました。以下の「認定区分」に応じて利用できる施設や利用できる時間が決まることとなります。市では以下のように認定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		利用できる施設	利用できる時間
1号	3-5歳、保育の必要性なし（教育を受ける）	認定こども園	6時間
2号	3-5歳、保育の必要性あり	認定こども園	8時間
3号	0-2歳、保育の必要性あり	認定こども園	11時間

量の見込み

■教育のみ（3～5歳で、認定こども園を利用する子ども）

あわら市		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		1号	1号	1号	1号	1号
①量の見込 （必要利用定員総数）		72人	72人	72人	68人	66人
②確保の内容	こども園	80人	80人	80人	80人	80人
②-①		+8人	+8人	+8人	+12人	+14人

■保育の必要性あり（0～5歳で、認定こども園を利用する子ども）

あわら市		平成27年度			平成28年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 （必要利用定員総数）		528人	70人	289人	516人	68人	282人
②確保の内容	こども園	547人	72人	291人	547人	71人	292人
②-①		+19人	+2人	+2人	+31人	+3人	+10人

あわら市	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)	506人	64人	273人	498人	63人	263人	483人	62人	252人
②確保の内容 こども園	547人	71人	292人	547人	71人	292人	547人	71人	292人
②-①	+41人	+7人	+19人	+49人	+8人	+29人	+64人	+9人	+40人

現状と課題

市内の旧芦原町地域と旧金津町地域で違いがあった幼児教育・保育の形態を、平成27年度から統一し、市内の幼児教育・保育施設がすべて幼保連携型認定こども園へ移行する幼保一元化を実現しました。

また、5歳児教育を重視するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、5歳児のこども園料を無料化しました。

また、2号・3号の保育短時間（8時間）のこども園料についても、家庭での子育てを重視するため、保育標準時間（11時間）と比べて3割程度軽減しました。

これからは、7つの教育・保育提供地域ごとに、こども園と小学校が交流を深めながら5歳児アプローチカリキュラムや小1スタートカリキュラムを作成し、小1プロブレム等の問題を防ぐよう連携強化を推進し、教育・保育の質の更なる向上を図る必要があります。

また、特別な支援を要する子どもやそのご家族に対して、保育カウンセラーや県の特別支援教育コーディネーター、小学校、医療機関等関係機関の協力を得て、切れ目のない支援を続けていけるように意見交換や合同の研究機会を設けたりするなど連携を通して個別の支援の更なる強化を図る必要があります。

基本指針

認定こども園を核とする幼児教育・保育を推進し、教育・保育の更なる質の向上に努め、保護者の方の多様な就労形態等に対応し、子どもの最善の利益を考慮しつつ保護者の子育てを自ら実践する力の向上を図ります。また、在宅で育児をしている世帯を支援するため、子育て相談の窓口を充実させ、一時的にお子さんを預けることができる施設の整備を図ります。

教育・保育提供区域でみる定員

特定教育・保育施設定員（H27年度）

H25.12月現在

区域	1号						2号						3号						合計			
	入所者数	定員	二一 又量			入所者数	定員	二一 又量			入所者数	定員		二一 又量			入所者数	定員	二一 又量			
			3歳	4歳	5歳			3歳	4歳	5歳		0歳	1・2歳	0歳	1歳	2歳						
芦原	20	20	21	13	3	5	107	132	86	29	19	38	76	16	72	69	20	24	25	203	240	176
北潟・波松	6	5	6	2	2	2	34	27	28	9	12	7	21	3	15	10	3	0	7	61	50	44
新郷・本荘	6	5	11	2	7	2	68	54	60	18	17	25	35	6	30	40	10	11	19	109	95	111
金津	0	35	24	11	7	6	236	225	228	57	83	88	123	23	117	155	24	66	65	359	400	407
細呂木 吉崎	0	5	3	0	2	1	48	40	39	11	19	9	26	3	17	26	10	4	12	74	65	68
伊井	0	5	2	0	0	2	41	45	28	13	10	5	40	3	12	19	0	7	12	81	65	49
金津東	0	5	5	4	0	1	50	42	59	18	24	17	44	3	27	40	3	20	17	101	75	104
合計	32	80	72	32	21	19	584	565	528	155	184	189	365	57	290	359	70	132	157	988	990	959

特定教育・保育施設定員（H28年度以降）

H25.12月現在

区域	1号						2号						3号						合計			
	入所者数	定員	二一 又量			入所者数	定員	二一 又量			入所者数	定員		二一 又量			入所者数	定員	二一 又量			
			3歳	4歳	5歳			3歳	4歳	5歳		0歳	1・2歳	0歳	1歳	2歳						
芦原	20	20	21	13	3	5	71	72	86	29	19	38	47	8	40	69	20	24	25	138	240	176
北潟・波松	6	5	6	2	2	2	34	27	28	9	12	7	21	3	15	10	3	0	7	61	50	44
新郷・本荘	6	5	11	2	7	2	68	54	60	18	17	25	35	6	30	40	10	11	19	109	95	111
金津	24	35	24	11	7	6	212	223	228	57	83	88	123	23	119	155	24	66	65	359	400	407
細呂木 吉崎	1	5	3	0	2	1	47	36	39	11	19	9	26	3	21	26	10	4	12	74	65	68
伊井	0	5	2	0	0	2	41	35	28	13	10	5	40	5	20	19	0	7	12	81	65	49
金津東	7	5	5	4	0	1	50	42	59	18	24	17	44	3	25	124	3	20	101	85	75	104
合計	64	80	72	32	21	19	523	489	528	155	184	189	336	51	270	443	70	132	241	907	990	959

2 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1)地域の保育事業の実施

■延長保育事業：

あわら市	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	53人	70人	66人	64人	63人	61人	59人
②確保の内容			70人	70人	70人	70人	70人
②-①			+4人	+6人	+7人	+9人	+11人

◇実施方針

●全こども園で延長保育を実施し、実施時間を30分から1時間に拡大します。

■子育て短期支援事業：

あわら市	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	0人日	0人日	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
②確保の内容			10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②-①			+7人日	+7人日	+7人日	+7人日	+7人日

◇実施方針

●随時対応できるよう最小限の受け入れ体制を確保します。

■地域子育て支援拠点事業：

あわら市	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	6,150 人 回	7,073 人 回	6,776 人 回	6,590 人 回	6,356 人 回	6,133 人 回	5,935 人 回
②確保の内容			7,100 人 回	7,100 人 回	7,100 人 回	7,100 人 回	7,100 人 回
②-①			+324 人 回	+510 人 回	+744 人 回	+967 人 回	+1,165 人 回

◇実施方針

●訪問支援事業の出前式支援を拡充し、きめ細やかな支援を実施します。

■1号認定児を対象とした一時預かり事業：

あわら市		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	1号認定による利用	実績なし	34人	33人	33人	32人	31人
②確保の内容			40人	40人	40人	40人	40人
②-①			+6人	+7人	+7人	+8人	+9人

◇実施方針

●全こども園で実施し、子どもや保護者のニーズに合わせて対応します。

■一時預かり事業：

◎在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）を除く。

あわら市		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込		786 人日	842 人日	822 人日	800 人日	779 人日	757 人日
②確保の内容	一時預かり事業		1,000 人 日	1,000 人 日	1,000 人 日	1,000 人 日	1,000 人 日
②-①			+158 人 日	+178 人 日	+200 人 日	+221 人 日	+243 人 日

◇実施方針

●全こども園で実施し、子どもや保護者のニーズに合わせて対応し、またすみずみ子育て支援事業により休日も対応します。

■病児・病後児保育事業

◎病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

あわら市		平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込		292 人日	371 人日	286 人日	855 人 日	835 人 日	813 人 日	792 人 日	769 人 日
②確保の内容	病児・病後児 保育事業				1,000 人 日	1,000 人 日	1,000 人 日	1,000 人 日	1,000 人 日
②-①					+145 人 日	+165 人 日	+187 人 日	+208 人 日	+231 人 日

◇実施方針

●市内 1 施設及び市外 2 施設によりニーズに合わせて対応します。

(2)放課後児童クラブ事業の実施

■学童保育：

◎小学校低学年

あわら市		平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		284人	276人	285人	199人	197人	186人	185人	194人
②確保の内容	学童保育事業				290人	290人	290人	290人	290人
②-①					+91人	+93人	+104人	+105人	+96人

■学童保育：

◎小学校高学年

あわら市		平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込		53人	78人	75人	77人	69人	71人	62人	62人
②確保の内容	学童保育事業				80人	80人	80人	80人	80人
②-①					+3人	+11人	+9人	+18人	+18人

◇実施方針

- 学校施設等を活用し、ニーズに合わせて対応します。

【現状と課題】

市内9ヶ所の放課後子どもクラブにおいて、共働き家庭などの1年生から6年生までの児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供しています。平成27年度に幼稚園が廃止となることに伴い、その空きスペースを活用すること等で、年々増加傾向にある利用者の受け入れが可能となります。

【基本指針】

7つの教育・保育提供区域内で放課後子どもクラブを実施し、安定的な運営と児童への教育・保育の質の向上に取り組み、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

教育・保育提供区域でみる定員

放課後子どもクラブ ニーズ調査集計表（平成27年度）

平成26年1月現在

区域	クラブ名	児童見込数			量の見込み				確保の方策		
		低学年	高学年	合計	子どもクラブ利用者数			クラブ数	定員	受入人数	クラブ数
					低学年	高学年	合計				
芦原	芦原子どもクラブ	135	145	280	26	19	45	1	40	45	1
北潟・波松	北潟子どもクラブ	27	31	58	9	3	12	1	20	20	1
新郷・本荘	本荘子どもクラブ 新郷子どもクラブ	77	75	152	30	25	55	2	40	55	2
金津	中央子どもクラブ 金津子どもクラブ	267	295	562	90	54	144	2	140	144	2
細呂木・吉崎	細呂木子どもクラブ	42	62	104	15	27	42	1	30	42	1
伊井	伊井子どもクラブ	36	42	78	19	13	32	1	30	32	1
金津東	金津東子どもクラブ	52	64	116	10	12	22	1	30	30	1
合計		636	714	1,350	199	153	352	9	330	368	9

放課後子どもクラブ ニーズ調査集計表（平成28年度以降）

平成26年1月現在

区域	クラブ名	児童見込数			量の見込み				確保の方策		
		低学年	高学年	合計	子どもクラブ利用者数			クラブ数	定員	受入人数	クラブ数
					低学年	高学年	合計				
芦原	芦原子どもクラブ	123	143	266	24	18	42	1	40	42	1
北潟・波松	北潟子どもクラブ	37	27	64	9	2	11	1	20	20	1
新郷・本荘	本荘子どもクラブ 新郷子どもクラブ	72	75	147	28	16	44	1	40	44	1
金津	中央子どもクラブ 金津子どもクラブ	261	290	551	91	50	141	2	140	141	2
細呂木・吉崎	細呂木子どもクラブ	46	58	104	21	25	46	1	30	46	1
伊井	伊井子どもクラブ	31	44	75	14	14	28	1	30	30	1
金津東	金津東子どもクラブ	59	65	124	10	12	22	1	30	30	1
合計		629	702	1,331	197	137	334	8	330	353	8

(3)健康にかかわる保育事業の実施

■乳児家庭全戸訪問事業：

あわらし	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	148人	166人	172人	165人	157人	154人	149人
②確保の内容			200人	200人	200人	200人	200人
②-①			+28人	+35人	+43人	+46人	+51人

◇実施方針

●継続して保健師による赤ちゃん訪問を実施しています。

■養育支援訪問事業：

あわらし	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	7人	6人	6人	6人	6人	6人	6人
②確保の内容			10人	10人	10人	10人	10人
②-①			+4人	+4人	+4人	+4人	+4人

◇実施方針

●保健師や相談員による訪問を実施し、支援を要する児童及び世帯に対して、ニーズに合った対応をしていきます。

■妊婦健診：

あわら市	平成25年度 （実績）	平成26年度 （見込）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	2,800 人回	1,924 人回	2,408 人回	2,310 人回	2,198 人回	2,156 人回	2,086 人回
②確保の内容			2,800 人回	2,800 人回	2,800 人回	2,800 人回	2,800 人回
②-①			+392人 回	+490人 回	+602人 回	+644人 回	+714人 回

◇実施方針

- 継続して全国の病院での健診に対して市で助成を行っていきます。

あわら市子ども・子育て会議委員名簿

	団体等	役職	氏名
1	学識経験者	仁愛大学教授	森 俊之
2	学識経験者	保育カウンセラー	五十嵐 美根子
3	主任児童員	西部地区代表	白越 不朝
4	主任児童員	東部地区代表	浅野 壽恵
5	あわら市PTA連合会	代表	田川 由佳代
6	あわら市校長会	代表	大代 紀夫
7	あわら市私立園保護者会	代表	長谷川 太佑
8	あわら市公立園保護者会	代表	谷川 修一
9	あわら市保育部会	私立園代表	木谷 眞知子
10	あわら市保育部会	公立園代表	伊藤 しのぶ



あわら市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年（2015 年）3 月発行

あわら市役所 市民福祉部 子育て支援課

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

TEL 0776-73-8021

FAX 0776-73-5688

URL <http://www.city.awara.lg.jp/>

E-mail kosodate@city.awara.lg.jp